

平成18年第1回
城里町議会定例会会議録 第3号

平成18年5月1日 午前10時01分開議

1. 応招議員

1番	河原井 大介 君	10番	寺田 和郎 君
2番	関 誠一郎 君	11番	三村 由利子 君
3番	阿久津 則男 君	12番	松崎 信一 君
4番	桐原 健一 君	13番	小松崎 三夫 君
5番	飯村 吉伊 君	14番	鯉 淵 秀雄 君
6番	小林 祥宏 君	15番	根本 正典 君
7番	玉川 台俊 君	16番	阿久津 尚一 君
8番	南 條 治 君	17番	小 坏 孝 君
9番	杉 山 清 君	18番	小 林 宏 君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番	河原井 大介 君	10番	寺田 和郎 君
2番	関 誠一郎 君	11番	三村 由利子 君
3番	阿久津 則男 君	12番	松崎 信一 君
4番	桐原 健一 君	13番	小松崎 三夫 君
5番	飯村 吉伊 君	14番	鯉 淵 秀雄 君
6番	小林 祥宏 君	15番	根本 正典 君
7番	玉川 台俊 君	16番	阿久津 尚一 君
8番	南 條 治 君	17番	小 坏 孝 君
9番	杉 山 清 君	18番	小 林 宏 君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の職氏名

町 長 金 長 義 郎

助	役	岩 間 伸 博
教 育 長		三 村 亮 一
代 表 監 査 委 員		一 木 邦 彦
総 務 課 長		河原井 宗 蔵
企 画 財 政 課 長		加藤木 昭 博
税 務 課 長		加倉井 一 史
町 民 課 長		三 村 敏 男
保 険 課 長		盛 田 守
健 康 福 祉 課 長		松 本 秀 利
産 業 振 興 課 長		飯 田 修
都 市 建 設 課 長		小 林 修 一
下 水 道 課 長		阿久津 和 文
会 計 課 長		横 田 栄 子
(収 入 役 職 務 代 理 者)		
水 道 課 長		松 崎 栄
農 業 委 員 会 事 務 局 長		高 橋 洋 造
教 育 委 員 会 事 務 局 長		海 野 勝 美

1 . 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	田 上 勤
主 任 書 記	加藤木 美智子
書 記	桑 野 智 弘

1 . 議事日程

議 事 日 程 第 3 号

平成 1 8 年 5 月 1 日 (月 曜 日)

午 前 1 0 時 0 0 分 開 議

1 . 付議事件

一 般 質 問

1 . 本日の会議に付した事件

一 般 質 問

午前10時01分開議

議員の出欠

議長（小林 宏君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は18名です。

開議の宣告

議長（小林 宏君） 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。
なお、説明のため、町長、助役、教育長、代表監査委員、課長、局長がそれぞれ出席しております。

傍聴人4名を許可しました。

一般質問

議長（小林 宏君） 本日は一般質問から入ります。
それでは、通告第7号、8番南條 治君の発言を許可いたします。
8番南條 治君。

〔8番南條 治君登壇〕

8番（南條 治君） 8番南條 治であります。

通告に従いまして、一般質問をいたします。

先日の一般質問において、玉川議員、三村議員お二人より小学校の統廃合と児童数減少の実情について質問がなされましたが、本日改めて質問をさせていただきます。

小学校児童数減少対策についてであります。石塚小学校は郡内で一番児童数が多く、591名であります。この状況は、住宅開発と町営団地が学区内にあるためであろうと思うわけであります。沢山小学校157名、坏小学校116名、青山小学校108名、七会東小学校83名、小松小学校77名、北方小学校64名、岩船小学校70名、七会西小学校53名、古内小学校35名、以上10校、児童数の多い順に並べさせていただきました。

昨年の町内全校の児童数が1,392名、今年度は児童数が1,354名であります。38名の減となっております。数字だけでいいますと、少ない児童数1校の人数より多く児童数が減っている状況であります。参考までにいいますと、中学校でも全体で37名の減となっております。

また、小学校に戻りますが、学年で全校の1から6学年中、13クラスが10人に満たない児童数となっているのが現状としてあるわけであります。子を産み、育てやすい環境づく

りということを考えた場合、1けたの学年の数が多くなっていることに対して、今後の町長のお考えをお伺いいたします。

次に、教育長にお伺いをいたします。

保護者の方で実家に戻りたいが、子供の人数が少ないのでというお話をされた方がおりました。この考えを否定するとも肯定するとも難しいと思いますが、この考えに対して、どのように指導するのか、お伺いをいたします。

その方は、結果的に、実家には子供さんが中学校を終えてから戻るという決断をおとりになりました。

次に、教育長の立場から、1クラスの児童数は何名くらいがよいのか。少人数の学級がよいのか。少人数といっても城里町の場合、今のままでは児童数に問題がある学校があると思います。1クラスの児童数は子供のことを考えると、何名くらいが最もよい児童数なのか、教える側と学ぶ側、今までの実績と経験の中でお伺いをいたします。

また、学校の編制も考えながら、これからの進め方についてということで質問の通告をしてありましたが、先日のお答えの中で、編制については今年度中に行政懇談会を行うということですので、この件につきましては結構であります。

ただアンケートを待つということではなく、教育の現場の指導者として編制にもリードしていただきたいと思いますので、お願いをいたします。この件につきましては、児童数が減少していない学校ではこの危機感はないと思うわけであります。

次に、地域バス運行についてであります。

この件は、コミュニティバスということであります。具体的に計画がどの辺まで進んでいるのか、お伺いをいたします。

この件につきましては、合併の大きな項目であります。一番期待をして待っているのが、最も必要としている方々であります。つい数日前にデマンド交通システム導入に関する資料ということで、5枚つづりの資料をいただきました。この資料でありますね。玉川議員も考えていたのと違うというお話でありました。私もコミュニティバスについては前にも質問をさせていただいておりますが、最初からこういう方法ではなかったように思うわけです。もし、変わったのであれば、その理由をお示しを願います。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（小林 宏君） さらに、傍聴人3名を許可いたしました。

町長、金長義郎君。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 8番南條議員からの一般質問にご答弁を申し上げたいと思います。最初の第1点目、小学校の児童減少対策ということであります。

議員ご指摘のように、急激な少子化が進んでおり、児童数が少なくなってきておるといのは現実であります。先日、県のホームページなど見ましても、2人だけの入学式とい

うことで七会西小学校のほかに土浦の穴塚小学校、行方市の大和第三小学校、都市部等においてもそのような傾向にあるというのは現実かなと思っております。

これらの児童数の減少、適正な教育ができる学級編制、また小学生等の通学距離に対する配慮、学校と地域の今後のつながり方、今までのつながり方、そういうことも考慮に入れながら、地域の保護者の声を聞きながらその方向性を定めていきたいと、そのように考えておるところであります。

次に、2番目の保護者が実家に戻りたいと、そういうものをどう考えておるかということにつきましては、教育長の方からご答弁を申し上げたいと思います。

また、1クラスの児童数何名くらいがよいのかと、そのようなことでありますが、これにつきましても教育長からご答弁を申し上げたいと思います。

次に、地域バスの運行であります。

これにつきましては、玉川議員からもご質問ございました。これらの中で、コミュニティバス等の新たな交通システムの整備につきましては、高齢者の足の確保や交通弱者の交通手段を確保するという観点から、合併建設計画に位置づけられて重点事業の一つとして取り組んでおるところであります。

初めに、進捗状況であります。町内に新交通システム研究会という検討組織を立ち上げまして、調査研究を行ってまいりました。アンケート等事業予測、そういうものに当たりまして、1日当たり84名というようなことが予想されたと。これに対して、現行の交通システムの維持、また町内全域をデマンド交通システムにする。また、幹線道路をコミュニティバスで地区をつなげていくとか、そういう3案について検討をしまいったところでありまして。

検討の結果、最も利便性が高く経費負担等も考慮し、町内全域デマンド交通システムを新たな交通システムとして導入するということが一番ベターではないかということであって、それらを検討して取り組んでまいったところでありまして。これらについては、初期の投資額2,440万円を見込んでおります。ある新聞によって1億2,400万円と、そういうふうな書き方があったようですが、2,440万円というような初期投資を見込んでおるわけでありまして。

タクシー並みの便利さをバス並みの低料金で利用できる、個人のドアからまたドアへ、ドア・ツー・ドアの送迎の複数の方が乗り合いながら利用するシステムであります。これらを平成18年から試行を 試みの運行ですね、試行をしていくということで現在進んでおるところであります。

次に、(2)の学童の安全を考えた中で将来的にスクールバスの兼用も考えられるのかということではありますが、これらにつきましては、デマンド交通システムにおいては現在のスクールバス、園児バスとの兼用と、そういうものは考えておりません。

以上であります。

議長（小林 宏君） 三村教育長。

〔教育長三村亮一君登壇〕

教育長（三村亮一君） 児童数が少ない学校にどのように指導したらいいのかという、南條議員さんからのご質問ですけれども、南條議員さんが述べられたような、そういう声は私のところにも聞こえてきています。そういう中で、小規模校には小規模のよさがあること、それから、もう一方でマイナス面も出てきているという、その辺のところをしっかりと押さえていかなければならないというふうに感じているところです。

そういう声に対して、どう指導したらいいのかということの明確な答えは私も持ち合わせておりません。ただ、小規模校のよさ、小規模校のマイナス点、その辺のところをしっかりと押さえて話はしなければならぬということを感じているところです。

なお、今後の予定等につきましては、前にもお話ししましたように、行政懇談会の折に町民の方に働きかけて、そういう中でプラス面、マイナス面をしっかりと話をした上で、学校再編製の準備委員会等を立ち上げていきたいというふうに考えているところです。

それから、2つ目の1クラスの児童数は何名ぐらいがいいのかということに対してですけれども、現在国の基準は1クラス40名ということになっているわけです。学校を取り巻くいろんな団体から1クラスの人数を35人に、あるいは30人にしてほしいんだと、欧米並みにしてほしいという、そういう請願や陳情がなされているわけです。城里町の議会においても、昨年9月の定例会において、少人数学級導入によりきめ細かな行き届いた教育の実現を求める意見書というのを採択をしていただきました。しかし、国としては依然として1クラスの定員は40名ということで、動かしておりません。

これについては、どんなふうに考えていいのかということ、あるいは1クラスの理想的な人数ということについては、はっきりした基準も、これがいいんですよというそういうことも、現在のところ、だれも発表していないところがございます。ただ、こういうことは言えるのかなということで話をしたいと思うんですけれども、1クラス35名という基準を設けるとすると、1クラスが36名になると、それを2つに割って18名のクラスが2つできてくるという、これについては余り適当ではないというふうな考え方があるのかなということを感じているところです。

そういうことを考えてくると、41名だと21名と20名のクラスになりますので、その辺が限界というふうに、文部科学省の方では押さえているのではないかというふうに考えているところです。城里町の教育委員会としても、その辺がクラスの人数としては押さえていかなければならない基準であろうというふうに考えているところです。

議長（小林 宏君） さらに、傍聴人2名を許可いたしました。

8番南條 治君。

〔8番南條 修君登壇〕

8番（南條 治君） それでは、再質問に移ります。

第1番目の地区によって児童数が1けた、この件について今教育長さんからもお話がありましたけれども、2クラスにした場合、その少ない方に対してという考えがありました。しかしながら、現実的に今の状態で1クラス4人とか5人とかというクラスが存在しているわけでありまして。その辺について、どのようにお考えなのか、もう一度お願いをいたします。

また、2番目の保護者の方で実家に戻りたい、この件につきましても、もし自分がその保護者であったならばどのように考えるか、その辺をお聞かせ願います。

地域バスの件であります。最初のお話では、ワンコインで町内をとというようなお話がありました。これはどの辺でこのデマンド交通システムに変わったのか、そういったものを我々も合併を推進してまいった者の一人として、何ら中間で説明がなかったというのが事実であります。その辺について、具体的にもう一度お願いをいたします。

議長（小林 宏君） 教育長。

〔教育長三村亮一君登壇〕

教育長（三村亮一君） 現実には四、五人の人数の学級があると、これに対してどのように考えるのかというご質問ですけれども、決して好ましい人数であるというふうに押さえているわけではございません。ただ、余りにも再編成ありきという、その辺でいくと、最終的に総論では賛成だけれども、各論になってくると問題だという形が出てきそうですので、十分その辺、合意を図った上で進めていきたいというふうに考えているところです。

なお、さらに自分が保護者だったらどうなのかというご質問ですけれども、これについてはどう考えていいのか、私も随分迷っています。現実問題として、私的なことを話してはいけないうらうと思うんですけれども、お子さんが非常に少ない中で果たして自分の子供をそこに預けて、これから先、社会に出ていったときに安心していただけるのかということの問題があるわけですが、少ないところで家族的な雰囲気教育をすることも非常に大事なことはあるけれども、反面では家族的な中だけにマイナス面というのか、社会性が育たないというようなことも出てきますので、そういうところを十分、これから懇談会等で話をして、再編成ということに取り組んでいきたいというふうに考えております。

議長（小林 宏君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 地域バスの運行の件であります。私も1年半ぐらい前には、やはり町内循環バスのようなワンコインバスという、そういうイメージを持っていたわけがあります。それらを具体的な計画、また先進地等の事例等を検討をした結果、非常にむだが多いと、そういう結果が検討の結果出されて、デマンドの方がより現実的で効率的だということになるので、このような方向になったわけでありまして。

詳細につきまして、担当課長の方より若干補足申し上げます。

議長（小林 宏君） 企画財政課長。

〔企画財政課長加藤木昭博君登壇〕

企画財政課長（加藤木昭博君） デマンド交通、ワンコインからどこで変わったかというところでございますけれども、研究会を合併前から合併後も立ち上げてやってまいりました。予算編成の過程で内容を検討してデマンド交通ということに決定をしたわけでございます。

先ほど町長からありましたように、3案を検討させていただきました。現行維持型につきましては、茂木町が代替バスを撤退したいという申し入れがありましたので、それをそのまま続行すると、本年度で約520万円強の町の負担がふえてまいります。これから利用者がふえてくるということで、なかなか現行維持型では難しいということが結果として、研究会の中で出てまいりました。

それと、診療所バスについては、完全操車につきましては、桂地区と七会地区のみであるということで、町内全域という考え方から、これもデマンドで対応した方がいいのではないかという結論に達しました。

それと、福祉バスにつきましては、乗車時間が長いということでございます。

それと、コミュニティバスにつきましては、大きいところ、土浦みたいに格があるところは利用者が多く、ワンコインでこう採算が合いますけれども、なかなか本町においてはワンコインだけではなかなか採算、運行するのにちょっと予算等が絡んで多くかかるということで、町内全域デマンド交通システムということで、本年の1月に予算編成の段階で町内全域、デマンド交通システムでやるということで決定をし、予算を計上をさせていただきました。

以上でございます。

議長（小林 宏君） 8 番南條 治君。

〔8 番南條 修君登壇〕

8 番（南條 治君） 議会の方に報告があったかどうか、まだお答えいただいていないんですが。変わった時点で。

議長（小林 宏君） 企画財政課長。

〔企画財政課長加藤木昭博君登壇〕

企画財政課長（加藤木昭博君） 議会の報告ということでございますけれども、最終的に決定して予算に計上しまして、その中で説明したわけでございます。いろいろ内容検討をして、ほかの市町村の事例とかによりまして、内容検討に結構時間かかりまして、予算の編成の中で議会にご説明をしたという状況でございます。

以上でございます。

議長（小林 宏君） 8 番南條 治君。

〔8 番南條 修君登壇〕

8 番（南條 治君） それでは、3 回目の質問をさせていただきます。

デマンド交通、この件につきまして、ちょっと私も何か要領を得ない部分があるんですが、児童の安全を考えた中で、例えばこのデマンド交通を使用したいということで親の方から電話連絡があったと。そのようなときには果たしてこれは、子供は乗せないんですかどうですか、その辺お聞きします。

議長（小林 宏君） 企画財政課長。

〔企画財政課長加藤木昭博君登壇〕

企画財政課長（加藤木昭博君） 運行時間については午前 8 時から午後 4 時ということで考えておりますので、その時間内であれば利用は可能でございます。

〔 8 番南條 修君登壇 〕

8 番（南條 治君） 以上で質問を終わります。

議長（小林 宏君） 以上で、8 番南條 治君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第 8 号、9 番杉山 清君の発言を許可いたします。

9 番杉山 清君。

〔 9 番杉山 清君登壇 〕

9 番（杉山 清君） 9 番杉山 清であります。

町政諸問題について、町長にお伺いいたします。

まず初めに、3 月 12 日に行われました町議会議員一般選挙において、町民の皆さんに大きな支持をいただき、当選をさせていただきました。私は議員の一員として町の豊かさ、また責任ある議会づくりで新時代を創造し、よき城里町を築き、次世代に託すことが私の使命と思い、4 年間頑張ってきました。

また、質問に対しては、今まで同様できるだけ調査をし、提案のできる質問として挙げさせていただきたいと思っております。

今回は、ちょっときょう急用がありまして、質問の方、凝縮させていただきます。朝ほど質問を書かせてもらいました。また、質問に入る前に、私独自のアンケートを今回 3 月末から 4 月にかけてやってきました。これは再質問のときに読み上げたいと思っております。なお、このアンケートについては議長の方の許可を得ています。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず初めに、本庁、また桂・七会支所の今後の方向づけについて。

住民サービス向上であります。昨年からことしにかけて各庁舎を調べさせていただきました。そういった中で、桂・七会支所は建物の床面積、これの使用率であります。ともに 30% 台であります。冷暖房装置が連動されているにもかかわらず、3 分の 2 の部屋は物置がわりと空き室状態となっております。

それに比べ、本庁舎はどうでしょう。すべての課が本庁舎に入り切れず、6 カ所に分散化され、さらに教育委員会、分庁舎、下水道、水道課であります。本庁舎より離れ、特に分庁舎は駐車場が狭く、四、五台とめると身動きができないほどであります。また、事務

所内においても打ち合わせ等にいすを使っても座れない、立ったまま打ち合わせをするような状態であります。

こういった観点から、効率また利便性、省力面を考えて、広さ、また会議室等も整っている桂支所を使用してはどうでしょうか。

また、桂支所に移動した後であります。同地区には集会所がなく、地域住民の方に使用していただければ、住民サービス向上になるのではないかと思います。

次に、支所活用であります。まず1番、前の質問に含まれましたが、下水道、そして水道課の桂支所への移動が可能かどうか、お伺いします。

2番、桂・七会支所には旧村時代の防災システムが残っております。七会支所においては1階フロア、支所長席の後ろ側に、見えやすいところに置いてあるわけですが、桂支所においては2階、旧総務課室ですか、そこに合併以前と同じような状態で設置されたままであります。この部屋はかぎがかかっていて一般には入れないような状態になっています。安全・安心なまちづくりを考えていただき、防災無線室に移動していただければ、機能も発揮できると思いますので、移動が可能かどうか、お伺いいたします。

3番であります。桂・七会支所の1階フロア使用であります。今後税とか公共料金の徴収が大変厳しい状態になってきているのが現状であると思います。そういった徴収をスムーズにするためにも、税と公共料金の相談室のような場所を設けることができるかどうか、お伺いしたいと思います。

4番であります。この件に関しては、桂村時代、調査費を予算化していただき、調査に当たっていただいたという経緯がある問題であります。まず新しい町になり、大変財政が厳しい折であります。お年寄りの健康は保健厚生、介護において町の負担が軽減につながります。そこで、もう一度お考えをいただき、健康センターであります。従来の規模より小規模的な健康の集いの場というような施設を設けることができるかどうか、お伺いいたします。

5番目であります。桂支所には2階の部屋を利用してボランティアの先生が2名で登校拒否児の生徒を預かり、指導をしてくださっているうぐいす広場があります。担当している大越先生に先日お話をいただきました。それで、大変児童の方に対し効果を上げ、昨年、一昨年と計3名の生徒がこの広場から高校に進学され、現在元気に登校しているとのことあります。町では、こういったうぐいす広場を広報等でPRしていただいて、登校拒否児を受け入れていただく考えはあるかどうか、お伺いいたします。

以上、明快な答弁を求めます。

議長（小林 宏君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 9番杉山議員からの一般質問であります。本庁、桂・七会支所の今後の方向づけということあります。

支所につきましては、合併時の急激な変化を避けるということで、旧町村ごとに支所を設置しておるわけでございます。現在、桂支所に13名、七会支所に9名の職員が配置になっておるわけでありまして。その中で、現在分庁舎と呼ばれる建物に下水道課、水道課が入っておりますが、これらを支所への移動ということで、それができるかどうかということではありますが、住民サービスに対する影響、そういうものを十分検討していけば、基本的には利用は可能といたしますか、移動は可能であると考えております。つきましては、水道課、下水道課等につきましては、それらを十分検討の上、住民サービス、それから距離の問題とかいろいろ検討をして、移動について考えてまいりたいと考えております。

次に、防災システムの防災無線室の話であります。七会は1階にある、桂は2階にあるということですが、これ基本的に県のシステムであります。できるだけ早い時期に検討協議の上、人がおるようなところへ移動ができるように検討をしてまいりたいと考えております。

次に、それら現在の支所の部分を利用して、税の相談とか公共料金の相談、そういうものを受けてはどうかということではありますが、滞納相談等につきましては、現在本庁で5月等を実施しておりますが、それらの返済方法、そういうものについてはここで現在受けておるところであります。それが支所でもできるようなことができないかということではありますが、十分検討しながら、できるだけ住民サービスに尽くせるような方法で検討をしてまいりたいと考えております。

次に、健康センターは改装して、それらに使うてはどうかということではありますが、新しく施設をつくるということではなくて、古い物を生かしていくと、大切に使うていく、そういうことも大事でありますので、そういうことも支所全体の流れの中で考えてまいりたいと思っております。

次に、桂支所の2階のいわゆる適応指導教室の話かと思っておりますが、うぐいす広場というようなことで、不登校児、学校へ行かれないと、そういう子供の対応に当たっておるわけではありますが、町が予算措置をしてお願いをしてやっている事業であります。それぞれ家庭の事情、子供の事情、そういうものがありますんで、そういうものに十分配慮しながら、それらの効果が上がるように努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

議長（小林 宏君） 9番杉山 清君。

〔9番杉山 清君登壇〕

9番（杉山 清君） 再質問に入らせていただきます。

まず、先ほど1回目の質問のときにお話ししたアンケートでありますが、私独自につくらせていただきました。10項目、そして11項目には役場職員また議会への一言ということで書いていただいたわけでありまして。これは、町内全体、数は少ないんですが、常北地区、桂地区、七会地区の各地区に出向きましてやらせていただきました。

その中から、まず4点、合併して住民サービスはどのような形になったか、またこれはよくなったか、悪くなったかというような形ではありますが、この件に関してはよくなったという人は1%もいませんでした。まず、旧村時代の方がよかった、そして余り変わらないというのが約半数ずつでした。それと、これとイコールするところがありますが、合併してよかったか、これ1年過ぎた時点においてということを出させてもらいましたが、よかったというのは5%、しない方がよかったというのが45%、どちらともいえないというのが50%ですね。それと、新しいまちづくりに希望が持てますか、また持ちたいですか、持てないですかという問いには、持てるというのが17%、また持ちたいという、これが多いんですが、50%、そして持てないというのが33%ありました。

それと、昨年私が質問させていただいた本庁舎の土曜日の窓口業務開設を知っていますかということに対しては、知らなかったというのがほとんどであります。それで、このアンケートの一番下にPRをしてもらいたいかということに丸をつけていただいた方が56%もいるんですね。ぜひとも、こういったこともちょっと視野に入れていただいて、検討していただきたいと思います。

また、本庁舎、各支所、3カ所にお客様の声というアンケートがございますが、できることならば無記名で、希望を書くだけではなくて役場側の方から丸をつけて選ぶような形の中でやっていただければ、もう少し活用がふえるのではないかと思います。

それでは、再質問の本題に入ります。

まず、今回の3町村の合併というのは対等合併でありますよね。そういった中で、この常北地区、本庁の方に9割の職員が張りついているわけであります。こういった手狭な形ではなく、もう少し分散化という形をいち早くとっていただき、また下水道、水道課においては今年度予算が大変多く含まれ、事業も多いわけありますので、そういった観点からもいち早く移動していただければよいなと思っております。

2番目の防災システムであります。聞くところによると本庁の方で管理をした中で、本庁舎に連絡があったものを支所等にも連絡が行くという形で、それはそれでいいんですが、やはり電話等での連絡、そういう形になりますと、電話を使っている場合には通じないとか、そういった形になりますので、いち早く、そんなにお金がかからないと思いますので、移動していただければと思います。

3番、税と公共料金の相談室であります。これはわざわざつくらなくても、机を並べ、手づくりで本当に上に看板をぶら下げよう形がいいと思うんですね、それで、スクリーンでもあれば。本庁舎の方で受けているという形ではあります。ぜひともこの桂・七会地区にも、こういった相談コーナーを設けていただきたいと思います。

4番であります。この件に関しては、桂村時代、寺田議員、そしてそのほかの議員も質問に当たっていました。私は健康センターという完全な形ではなくても、例えばお年寄りの方が集えるような、そういう形でもいいのではないかと。そして、例えば1週間に1回で

も保健関係の担当の方が来ているいろいろ基本的な健診とかそういうものを、血圧とかそういうものをはかっていただいて、管理者みたいなものをつくって運営していただければなと思う次第であります。

5番目のうぐいす広場の件であります、いろいろ親御さん、またお子さんの問題もあると思います。ただ、大越先生いわく、常北、七会地区のお子さんが来ていらっしやらないという形であります。それで、できればこういった広場があるんですよという形の中でPRをしていただければということをおっしゃっていました。ぜひ、この辺をもう一回突っ込んだ話の中でお答えいただければと思います。

よろしく申し上げます。

議長（小林 宏君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 杉山議員の再質問であります、下水道、水道課の移転につきましては、現在の分庁舎には土地改良区の事務局がありますが、町民に対する下水道とか水道の問題でのサービス低下にならないような形で、移動ということで検討をしてみたいと考えております。

それから、防災室につきましては、先ほど申し上げましたように、県とも協議をいたして有効に生かされるような形で、本庁と支所との連絡等がスムーズにできるような形で取り組んでまいりたいと考えております。

それから、相談室、また健康センター、これらについては内部検討も続けてまいりたいと考えております。

次に、適応指導教室のうぐいす広場の問題であります、常北、七会地区等につきましては、教育委員会の方を通じてそれらのケース、そういうものについて相談ができるような形で進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

議長（小林 宏君） 9番杉山 清君。

〔9番杉山 清君登壇〕

9番（杉山 清君） 再々質問に入らせてもらいます。

一番初めの住民サービスという形の中ではありますが、あの地区には集会所がないわけがあります。それで、例えば先日も、町長答弁の中で車の排気量の問題を言っておられましたが、七会さんについても桂の支所についても、冷暖房のそのシステムが連動されているんですよ。それで、3分の1しか使わないという形であるのは、私はもうちょっと利用できれば今の京都議定書の問題でもある、そのCO2の削減であります、そういったことにも役所みずから貢献できるのではないかと、私は思う次第であります。ぜひ早いうちにそういった形になることをお願いしたいと思います。

また、防災システムであります、これお金はかからないと思うんですよ。要するに、

早く言えば線を延ばすという形だけの問題であって、ただ防災無線室にガードマンさんがいるわけですね。ですから、その方が詰めているわけですから、緊急時、例えば、何年になりますかね、ＪＣＯの問題、こういった問題が例えば大きい形で起こった場合、要するにこれが役に立つという形ですね。ですから、災難というのは万が一であります、せっかく設置してあるんですから、それも県の方から設置という形ですから、いち早く移動していただければと思います。

以上です。

議長（小林 宏君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 確かに古い建物で全館冷暖房というような、そういうシステムになっております。それぞれの床ガリの冷暖房、そういうものではありませんので、それらについての改修ということになれば、またいろいろ古いものでありますが、経費等の問題もあります、効率的な冷暖房、そういうものができるような方策を考えてまいりたいと、そのように考えております。

それから、防災無線室の、県の防災システムの件であります、再度申し上げますように、県と協議の上、有効に、またいざというときに実質的に役立つような方向で進めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（小林 宏君） 以上で、9番杉山 清君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第9号、15番根本正典君の発言を許可いたします。

15番根本正典君。

〔15番根本正典君登壇〕

15番（根本正典君） それでは、通告制によりますところの一般質問を始めさせていただきます。

前置きなしということで、早速ですが、質問に入らせていただきます。

まず、通告1点目の行政財産の取り扱いについてであります、現在、当町において行政財産とされている主な施設名についてお伺いをいたします。また、行政財産の定義についてもお伺いをいたします。さらに、行政財産からの使用料徴収については、城里町行政財産使用料徴収条例により行われていると思いますが、各徴収施設の使用料についてもお伺いをいたします。また、その使用料の算定根拠、算定基準等についてもお伺いをいたします。

次に、通告2点目の公園墓地についてお伺いいたします。

公園墓地開発計画において、現在は休止という状態になっておるわけですが、休止決定後については休止ということなので何もしていないのか、あるいは何らかの善後策についての検討を行っているのか。行っているのであれば、具体的な事例について、時系列に従

って説明を求めたいと思います。

また、現在の状況についても説明を求めます。さらに、今後の対応についてであります
が、現在の状況も踏まえた中で、何らかの方向性は見えてきているのでしょうか、
についても伺いをいたします。

また、この事業による借入金の返済計画について、借入金とその金額、現在までの各借
入先ごとの返済額と現在における残高及び今後の返済額について財源措置も含めて、お伺
いをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（小林 宏君） ただいま9番杉山 清君が早退いたしました。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 15番根本議員からの一般質問でございますが、ご答弁を申し上げ
ます。

最初に、行政財産の取り扱いについてということであります。

行政財産の定義について。町の財産は、行政財産と普通財産に分けられておるものであ
ります。行政財産は、町が直接行政目的を遂行するために使用する土地、建物等で、台帳
に記載されておるものをいひまして、行政財産は公の目的を持って使用されたものである
ことから、その管理及び職務については、地方自治法第238条の4の規定で定義をされて
おるところであります。

なお、行政財産以外の財産はすべて普通財産ということになりまして、普通財産は行政
財産と異なりまして、売買や権利設定等が可能な財産であります。

次に、徴収施設であります。行政財産使用許可施設についてであります。平成18年度
の許可件数は38件となっております。主な主要許可施設といたしましては、健康増進施設
「ホロルの湯」、物産センター「山桜」、特産品直売センター「かつら」、ふれあいの里、
うぐいすの里、コミュニティセンター「城里」などで、施設で申しますと22施設でありま
す。

次に、使用料の算定であります。行政財産の使用料の徴収条例の規定に基づいて算定
をいたしております。算定に当たっては使用許可申請があった施設を土地及び建物の種別
に分けて、評価額から条例に規定された率を乗じて使用料を算定しておるところでありま
す。

次に、公園墓地の件であります。

休止決定後の経緯、経過についてということですが、平成15年3月に前町長が休止とい
うようなことで、議会答弁を申し上げておるようであります。その後、庁内にそれら公園
墓地の損失補償検討委員会等を設置したり、また借入金返済計画について協議を続けてき
たところあります。なお、平成16年度以降につきましては、銀行借入金の返済等々につ

いて土地利用計画、そういうものについても協議を行ってきたところであります。これら公園墓地建設事業にかかる借入金の返済等について、各銀行と協議を続けてまいっております。

その後、平成17年に公園墓地の検討について、県の環境政策課等とも協議をいたしております。オオタカの問題、そういう問題についても協議をしましてまいっております。この土地の問題について林野庁と協議をするため、水戸森林管理事務所、前橋森林管理事務所、また林野庁の担当課長等々も申し入れを行いまして、これら計画についての今後の問題とかについて協議をしましてまいっております。

町が買収をして、その肩がわりとして土地開発公社が管理を町に使用料といいますか、利用料といいますか、そういう形で町へ金を納めておるといことですので、基本的には国有地の払い下げそのものは町が払い下げているというふうに林野庁の方では承知しておるところであります。

それらについての用途の変更、またほかへの転売、そういうことに対しては多大なる違約金を科せられるような契約内容になっております。これらについて林野庁と協議をしたところあります。

私もようやく全体像がわかってきたというような段階であります。特別当初の比率にはありませんでした。いずれにいたしましても、そういう経過をたどっております。

現在の状況につきましては、希少動物であるオオタカの営巣、それが確認されておるといこととでございます。平成16年の春に1,000万円ほどかけてオオタカの調査を行った報告書が最初出まして、そちらによりますとそれがいるというようなことで、16年の春にはそういう確認が出されておるとい現在の内容であります。

次に、今後の対応ということではありますが、現在検討も協議もいたしております。また、それら公園墓地以外に開発した場合の違約金とか変更の届け出とか、そういういろんな縛りがあるわけではありますが、今後、そういうものを改造をしながら、環境調査、そういうものを実施して、町民が実際に何を望んでいるのか、そういうことも十分検討しながら、今後の対応に当たってまいりたいと思います。

町域全体で3,200町を持ってありますが、それらの中の40ヘクタールというふうなとらえ方をしながらも、やはり全体の町のそういう山林を取り返していこうということも、視野に入れていきたいと思っております。

次に、借入金の返済金額であります。

これにつきましては、先ほど申し上げましたように、町が買ったんでありますが、それを肩がわりして、開発公社がその土地を利用させていただくという形で利用料といいますか、使用料といいますか、そういう形で金を町に開発公社が納めたというような経過でございます。最初の借入額が9億3,917万2,000円でございます。それらにつきましては、みずほ銀行、常陽銀行、茨城銀行、JA水戸、4金融機関から借り入れをしておるところ

であります。これらについては、11年度に借入れをいたしておりますが、元金の返済は16年から始まっている。16年、17年、2カ年で1億3,000万円それぞれ返しておるわけですが、18年度は元金2億円を返すというようなこととあります。そういう中で、それぞれの銀行、金融機関に借入金を返済をするということとあります。

返済は、21年11月30日が金融機関への返済の最終期限であります。それらの間に返済をするということで、返済期限を出して、銀行借入れをいたしておるところであります。

以上です。

議長（小林 宏君） 15番。

〔15番根本正典君登壇〕

15番（根本正典君） いろいろと細かい部分について答弁いただいていませんけれども、それと財源筋これがどのようになるのか、やりくりをやるにしてもどこからこれ引っ張ってくるのかということについてもお答えいただいていませんよ。

それから、先ほど言いました使用料の基準と申しますが、根拠と申しますが、そういうものについてもお話をいただきたいということでお伺いしているわけですが、その辺も一切ご答弁がありません。

細かいことにかかわることですから、町長でなくても各課長でも結構ですよ。聞いたことは答えてください。

議長（小林 宏君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 行政財産の徴収の算定の根拠につきましては、担当課長の方からご説明申し上げます。また、個々の借入れ銀行の残高等についても担当課長の方からご答弁申し上げます。

議長（小林 宏君） 企画財政課長。

〔企画財政課長加藤木昭博君登壇〕

企画財政課長（加藤木昭博君） 使用料算定の基準につきましては、行政財産使用料徴収条例の中にございます。土地につきましては、土地の評価額を基準に、1年につき100分の4を乗じた額でございます。それと、建物につきましては、建物評価額を基準に、1年につき100分の7を乗じた額ということで使用料を徴収しております。

以上です。

議長（小林 宏君） 財源については。

企画財政課長。

〔企画財政課長加藤木昭博君登壇〕

企画財政課長（加藤木昭博君） 借入れの財源につきましては、一般財源でございます。

以上です。

議長（小林 宏君） よろしいですか。

〔 15 番根本正典君登壇 〕

15 番（根本正典君） いや、ですから、一般財源と云ったら、その一般財源のどこから持ってくるんですかということを知っているんですから、きちんと教えてくださいよ。

それから、徴収条例、徴収条例と申しますが、これ 2 回目の質問に絡みますけれども、細かいこと何も書いていないでしょう、実際。何でそれがわかるんですか。2 回目の質問になってしまう質問なんですけれども。教えてくださいよ、ちゃんと。

議長（小林 宏君） 答弁してください。

企画財政課長。

〔 企画財政課長加藤木昭博君登壇 〕

企画財政課長（加藤木昭博君） 一般財源は地方税あるいは地方交付税、臨時財政対策債の中で返済になっているのが一般財源であります。

使用料の徴収条例でございますけれども、使用料につきましては、第 4 条で土地使用料、100分の 4 ということで規定をされております。建物の使用料につきましても 100分の 7 ということでございます。

その土地及び建物以外の行政財産の使用料は、その財産について財産台帳に記載された価格ということで、徴収を別に定める額ということで、使用料の徴収条例第 4 条で、それによりまして徴収をしております。

以上でございます。

15 番（根本正典君） では、いいです、2 回目いきます。

議長（小林 宏君） 15 番根本正典君。

〔 15 番根本正典君登壇 〕

15 番（根本正典君） お答えいただけなかったんで、私の方から言ってしまうけれども、2 回目の質問です。

土地と建物から取るといいますけれども、土地と建物の何から取るんですか。面積でしょう。面積ですよ。そうしますと、実際には目的外使用というのがありまして、その部分の面積についてのみ賦課をしているんですね。ですから、そういうことをきちんと言ってくれないと困るでしょう。説明になってないよ、全然。そうではないですか。

まず、2 回目の 1 点目。これは行政財産のことになります。目的外使用部分の面積より徴収金額を決定をするということは、これは行政処分または処置から使用を許可することであって、契約によって貸し付けるものではないので、したがって家賃的な発想のものとは違うと であるから、目的に沿った使用であれば使用料は徴収しないというので、目的外使用の部位についてのみ使用料を賦課するというような、まず考え方でいいのかわるか。いいですか、まず、そのことを 1 つ伺いをいたします。解釈に間違いはないかどうか、私の。そうではないと、建物全面積がかかるとかいろんな解釈が出てきてしまいますので、

よろしく願いいたします。

2点目ですけれども、自動販売機、いただいた資料によりますと、ですから、こういうことをやはり答えておいていただきたかったですよね。自動販売機が設置されています。そして、ここからやはり徴収しております。そうしますと、基本的な感覚として、土地と建物から取るというふうに条例上はなっているわけですよ。そうしますと、自動販売機から取れるのかなと、自動販売機の設置というのは目的外使用に当たるのかということになりますね。

これ、財務規則213条の中には、その用途または目的を妨げない限度において使用を許可するというふうにあるんで、自動販売機でジュース類やその他のものを売るということ、例えば桂村の物産品の直売センター、正確には特産品直売センターといいますよね。例をとってみると、もともと物産の売却なんですよね、そうですね。であり、職員やその利用者のために設置をする、これ目的外使用の中に食堂とか売店を設置することを認める、これはただし、目的外使用になりますよということは書いてあるわけですよ。ただし、今言ったような形で設置する食堂や売店等の厚生施設とは違うと思うんですよ。これであれば目的外使用ということなんですが、自動販売機というのは、販売を自動化して省力化につなげるという、その販売のためのただの道具の一つではないかというふうに、私は解釈してしまうところがあるんですけれども。

今、いろんなところで省力化、自動化、それから商品管理なんかについても最近はバーコードとかそういうものなんかも使って、どういうものが一番売れるのかまで一気にもう管理してしまうという、そういうやはりそういう機器なんではないかなと。売るための道具なんではないかなというふうに思うんですけれども。大分暑くなってきましたし、私も何年ももう自分の頭がバーコードにならないように気をつけなくてはならないと思っているんですけれども。

今言いましたような、そういう厚生施設とはちょっと違うんじゃないかということで、これ最初からそういうふうに物を売りますのは、当然今の時代ですから、来た人が飯も御飯も食べない、ジュースも飲まない、水も飲まないということはあり得ないでしょうから、これはそうすると目的どおりでありますよね。これから、なぜ取れるのかと。仮に、これが取れるという前提に立って、仮にお話をしてみた場合にも、今1台当たりという形で、いただいた資料によりますと、1台当たりということでは台をとっております。そうすると、こういうことがどこかに書かれていなくてはならないはずですが、私が見る限りは一切見当たりません。

先ほども言いましたように、土地、建物の面積から計算するというのであれば、本来自動販売機から取れるというふうな仮定を行って、そう考えてみたとしても、であれば、自動販売機の何から取るのかということになったら、これ例えば土地、建物の面積というような規定があるんですから、1台当たりという取り方はどうなのかなと。そういうもの

もはっきり規定されていません。であるから、やはり一番わかりやすいのは、自動販売機の占有面積、こういうものからやはり取るべきなのが一番本来の筋に近いのかなというふうに思うんですよね。

いただいた書類よくよく見ますと、この自動販売機の中にも大とか小とかという区分けがあるというんですね。この大とか小とかというのは、どこで決めているんですか。大、小の区別、いろんな考え方が出てくると思いますよね、今言いましたように、ちょっとお話しただけでも。例えば容量でやるのか重さでやるのか、基本的にはですね。あるいは、自動販売機の中に入れておける商品の総額でいくのか、いろんな考え方が出てきてしまうと思いますよ。例えば面積だけにしたって、前面投影面積でいうのか、今言ったように、上からの投影面積で占有面積どおりいくのか、これ全然違ってしまいますよね。それから、容量等でいっても実際の寸法をはかって、容積何立方メートル以上が大とする、以下幾つから下を小とするというような決め方をするのか。あるいは内部に押し込める量、今自動販売機といっても100ミリから150ミリリットル缶ぐらいばかり全部並べて売っているという自動販売機の方が逆に少ないぐらいですから、例えば100ミリリットル缶なら100ミリリットル缶に換算した場合、容量的に何本入れることができるとか、そういう換算でやるのかとか。あとはゆうパックみたいに縦、横、高さの3辺の長さの和を何メートル以下であれば小とするとか、いろんな取り方が出てくると思いますよ。

これがきっちりしていなかったら、担当者によってみんな変わってしまうんですよ、徴収基準が。これ税金なんかだったらえらい騒ぎになりますよね、税金はそんなことないんでしょうけれども。ですから、先ほどから言っている、まず目的外の使用に当たるのか当たらないのかなんていいましても、お任せしている相手さんの目的、これは営業目的だったら定款に書かれると思うんですが、それが例えば厨房が目的で、目的外に入るといっても最初から設計の中に入っているわけですから、最初から食堂をやりますよとなっているんですから、その辺の解釈というのはどのようになるんでしょうか。

例えば、あそこにどなたか来るとします。ハウレンソウや葉っぱを買いに来て、御飯を食べていくのか、御飯を食べに来てハウレンソウや葉っぱをついでに買っていくのか、わからないでしょう、そんなもん。これどっちとも言えますよね。そういう判断というのはどういうふうにするんですか。

それと、先ほど課長からの答弁の中にありますが、これは土地または建物の評価額という言葉が出てきましたね。算定の基礎となるのは評価額ということになっておりますね。城里町行政財産使用料徴収条例第2条、この条例において土地または建物の使用料の算定の基礎となる価格は、町長が別に定める当該土地または建物の評価額、こういう表現になっています。ということは、きちんと評価をされているはずですよね。これ評価額というのはどのぐらいになるかお答えいただきます。評価額をもとにするということになっていますので。

それから、それ以外のものについては、例えば先ほど土地、建物以外のものについては財産台帳にちゃんと載ってしまっていて、そこにその財産としての価値の金額幾らしかのものが入っている。その金額を基準にいたしますということであれば、財産台帳も存在するはずですし、その金額も存在するはずですね。こういうものが本当にありますか。

あと建物とかいいましても、もらった資料によりますと、例えば駐車場と。大部分の駐車場はその駐車場として目的に沿った使用で、先ほど言った冒頭に述べましたように、使用目的に沿っているということで使用料は徴収しないということになっていたとしても、厨房等は目的外使用ということで徴収をしているわけです。であれば、その厨房が建物にくっついていますが、その建物にくっついていて厨房の部分の地べたというのはどういう計算になりますか。これは、取っている自治体もあるようでございますね。この町はなぜ取らないんでしょう。

また、先ほどの話にちょっと戻ってしまいますけれども、非常に基本的な事項ですが、今言いましたように、条例上は算定基礎は評価額とするということでもありますけれども、あれはどこかに評価額というものが存在するわけですよ。しかも、決定もされているはずですよ。ただ評価額というものを一つとりましても、例えば土地、建物考えてみた場合、建物の場合はどんどん古くなっていけば、右肩下がりの一般的には下降線を描いて評価額が下がっていくのかなど。当然、ですから、毎年毎年、その使用料算出するについても極端なことを言えば、その評価額が下がってきているはずですから、そのものを基準にしてやらないとおかしいと。そうでしょうね、そういう形になりますよね。

これは建物においても、今中間で補修工事を行ったとか、大規模改修工事を行ったとかということで、またちょっと値を戻すということもあると思いますよ。ですから、最初決めたやつ、ちょっと見ますと、これ全部取得価格といいますか、建設価格で置きかえているみたいですが、これは評価額ではありませんよね、明らかに。なぜこれができるんですか。土地なんかにしたら、これ極端ではないですか。道1本通ってしまったらその土地の価値というのはころっと変わってしまいますからね。これはそのままにしておかれたんでは困りますよ、これ。

ですから、そういうことから言ったら、「広報しろさと」等とか何かにいろいろ今現在、町の財産これで変わりますなんて言いますが、あれ何を根拠にして算出しているんですか。ちょっと私にはわからないんですよ。だって、わからないことだらけでやっていて、何で最後金額だけ出てくるんだろう　ということになりますね。

先ほども、また戻ってしまいますけれども、今言いましたが、財産台帳に記載、しかもその財産台帳というのものもあるのかないのかもはっきりしないと。それで、今も下にこう行政財産というのが先ほど町長の答弁にもありましたように、公共用として使うということで、町が定めたものというふうになっているわけですから、どこかにその定めた証拠というか、痕跡がどこかに残っているはずですよ、考え方からいけば。さらに、丸々（

)は行政財産とするというふうに定めたものというのは、一体どこにあるんでしょうか。先ほどどうしても、冒頭にも述べましたように、私どもはやはりこれが使用料とかという言葉が使われますと、貸したり借りたりの話の中で家賃的な発想をどうしてもとってしまうわけですが、そうしますと、先ほど町長が答弁されていますけれども、行政財産以外のものが普通財産というふうに区分けをしている。ところが、行政財産から普通財産へ、あるいは普通財産から行政財産へという用途の変更というのは、町長の権限に属するというふうに思うんですけれども、であれば、決めたものがはっきりしていないのに、ここで決めてしまえば、例えば行政財産でありますと、普通財産にしますよと言ったら、これ家賃としても取れるということになるんでしょうかね。こういう根本的な問題のところまでちょっと返ってしまいますね。

それから、また土地及び建物以外の行政財産というのが具体的にはどのようなものがあるのか、ちょっとお答えをいただきたいと思います。

そういうことで、2回目の方で行政財産の使用料については、今言った、今聞いたことを明確に答弁してくださいね。明確に答弁してください。

また、お墓の部分ですが、一番私を感じるのは、先ほど課長言われましたけれども、一般財源の中から持ってくるというんですが、その一般財源の内訳のご説明もありましたけれども、ですから、その中の主力、こういうところから主に引いてきて、あとはほかからも多少引いてきてというような、そういうお答えを私いただきましたかっただすね。

だって、何も考えていないつもりですか、そうしたら。だって、先ほど町長答弁の中でも、残金2億円返すんですよ。借金返済に2億円ですよ。これは一たん決めたわけで、やっていくうえで、とにかく2億円返さなくてはならないことは間違いのない。今後もこれ、21年ですか、11月30日までということになっているんですが、私はできれば本当は来年度は幾ら、再来年度は幾らというようなご説明もいただきましたかっただすね、本当は。それが毎年毎年、今言った金額でやりくりがきくんですかということを実は一番心配しているものですから。その辺が一番肝心なことだと思いますけれども。

それと、特にこういう形になって、休止ということになっているわけですが、であれば、休止と、先ほど何ていうんですか、やっと全体像がわかってきたというようなご答弁であるとか、そういう話が出てきましたけれども、なぜ何で今ごろやっと全体像がわかってきたということになってしまうんでしょうかね。ですから、とりあえず休止で足踏みしますよということだったんでしょうかね。

いろいろ私もいただきました資料を見ますと、契約書等の中にも当町にとりましては非常に厳しい内容が盛り込まれていますね。先ほど町長答弁にありましたけれども、違約金の問題やら何やらかんやらね、これひとつここで読み上げていったらとてもではないですが、時間ないですからやりませんけれども。

そういう中で、まず休止というものを決めるときに、なぜ休止せざるを得ないんだ。お

墓の開発面積の中からやはり保護鳥がいるからという、一番最初はそういうものがだっと表に出てきましてクローズアップされて、それでちょっと難しいという話になったというのは、これはだれも町民の皆さん方もよくわかっていることだと思うんですけども。そうであれば、保護鳥がいるからだめだということになりますと、これやれることオオタカに限ったことではないですよ。保護鳥とか、そこに希少動植物がいるからだめだということになるのであれば、基本的には何にも使えないやというような形になってしまうのではないかと思うんですが。そのことというのは、当然最初からわかっていたと思うんですよ。わかっていたのに、なぜその後の展望というのが示せなかったのかと。これは怠慢以外ない。ですから、今こんなことやってごたごたしていると、私はそのように理解しております。

ですから、町長にお尋ねしたいんですが、休止決定のときに、明確なというわけには当然いかないと思います、これは。こういう今も言いましたようなことですから、ちゃんとした、おぼろげながらも、こういうふうにしなくてはならないかなとか、こういう方法もあるのではないかなとか、先日も玉川議員の核廃棄物の問題の中にも、私もちょっとそれは頭をかすめたというようなこともこう言っておりました。そういうふうに聞いた記憶がありますけれども、私から見れば、そのとき全然案も何もなくてお先真っ暗、展望も全くなしの状態で、とりあえずとめちまえという、そういうことでしかなかったのかなぐらいにしか、ちょっと考えが及ばないんですが。

ただ、今規制の部分について契約条項上、いろんな非常に厳しい問題が当町に対してあるということの中で、若干私がお話をお伺いしているところでは、このことについてはかなり交渉をしていますと。ただ、やはり先ほども言いましたが、この保護鳥がいるとか希少動植物がいるとかということであるのであれば、これ売った方もその説明責任というのはあるはずですよ。ですから、これ交渉事の中からいけば、その部分を突いて、こっちに有利に進めるというような方法もとれるのではないかと。とっているのかもしれませんが、これ今の段階で言っているのかどうかわかりませんが、まだはっきりはしていないようですが、その辺の交渉はほぼついたと。ですから、違約金条項とか、当町にとって非常に厳しいものがたくさんありますけれども、それについては削除をしていただけないような目鼻がついたというふうにはお伺いをしているんですが、もしそうだとということであれば、これはこれで評価をしたいと、私はそのように思っております。

まずは、開発の中でももともとが保護鳥であるオオタカがいるからだめとか、希少な動植物がいるからだめということはどこも、一つの野鳥の会とか、それから専門家も含めた希少動物保全委員会というんですか、こういうところも一切そういうことは言っていないんですよ。ですから、今こんなことやってごたごたして、年間2億円ずつの金返すなんていう話ししているんだったら、やっちゃったらどうだったんだという話も出てくると思うんですけども、ですから、私は逆を言えば、その休止ということを決めた段階で、少

なくとも展望というものがなかったならばおかしかったはずだと。それがなかったから今のこのごたごたがあるというふうに思っております。

そういうことですので、今の特にお墓の問題につきましては、ここまで来ますともうお墓そのものは絶対にやらないとか、終了しちゃいますよと、絶対しませんというような判断を、あるいはほかのことをやるにしても、ある程度の期限を決めて、いつまでかかってもいいんだということではなくて、だらだらやるということではなくて、やはりその辺は期限を定めて、いついつまでにそういうことに対して結論を下すというような、やはり姿勢が必要なんではないかというふうに、私は思っております。

ただ、本当に一生懸命やってきたのかということになりますと、大変申しわけないんですが、私がいただいた資料等によりますと、検討委員会等ですか、の会議録というようなものもありますが、この中でも情けなくなってしまうのが、検討委員会、4月15日、平成17年4月15日と5月12日にやっているみたいですけども、それから18年3月23日、用途指定の変更ということでお願いもしているようですが、会議の会議録等を見ると、「特に意見はない」と、そういうことが書いてあるんですよ。怒っちゃうという感じになりますよね。「とりあえず様子を見よう」とか「特に意見はない」、正直言ってこんなのは見たくないですね、本当に。

そういうことですので、今私が聞いたことを期限決めて結論を下すべきだろうとか、今もるもる言いましたけれども、その内容、行政財産のところでも言いましたけれども、質問となっている部分についてお答えをいただきます。

以上、2回目です。

議長（小林 宏君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 前段の行政財産につきましては、担当課長の方よりご答弁を申し上げたいと思います。

公園墓地の借入金の問題であります、平成17年度末でもってみずほ銀行より3億8,700万円の残高がございます。常陽銀行には1億5,500万円、JA水戸常北支店1億5,500万円、茨城銀行常北支店7,817万2,000円、これが現在の借り入れの残高の残金であります。これからの返済金額であります、18年度は先般申し上げましたように、残金として2億9,017万2,000円を返済する予定であります。19年度2億円、20年度2億円、21年度2億円ということで完済になると。そういう内容であります、いずれにいたしましても、起債、そういうものは認められませんので、一般財源でそういった返済金を損失補償ということで支出をしていくということになります。

また、お墓の休止の問題であります、前町長時代から休止ということで来ておりますが、この段につきましては、議員ご指摘のとおり希少動物のオオタカの問題、それらの問題が起因をしております、最初の1万基計画を1,800基に変更をして計算をして、なお

かつ14億円の赤字という部分があるということもありますので、それらも勘案しながら休止ということで進んでおるわけでありましたが、これらは銀行借り入れ等の問題等も出てまいりまして、当分休止ということで進めていくところではありますが、なぜオオタカがいたということではありますが、14年の春にオオタカの調査をやっておるといことは、それ以前にオオタカがいたという話になっているのではなかろうかと思えます。そのとき、林野庁に申し入れたかどうかわかりませんが、私は林野庁に行って、それらの問題も話をしてきました。林野庁は事前には確認をしていないということで、それらは買い手が調査検討をして買うべきではなかったんですかというようなことも話の中では出てきましたが、いずれにいたしましても、その違約金の問題、計画変更の問題、そういうことについて、今回そういう縛りを解くという方向で方向転換できてまいりましたので、そういうものを踏まえながら銀行借り入れの問題、そういうことも総体的に検討をして、できるだけ早い時期に判断をしてみると、そのように考えております。

以上でございます。

議長（小林 宏君） 企画財政課長。

〔企画財政課長加藤木昭博君登壇〕

企画財政課長（加藤木昭博君） 根本議員さんのご質問の答弁をしたいと思います。

目的外使用につきましては、根本議員さんの解釈どおりだと思います。その施設が設置目的とした場合に、それ以外のものを目的外使用とするということで目的外使用の取り扱いを行っております。

それと、自動販売機につきましても、やはり自治法の225条の中では原則的には使用料を徴収すべきものと書いてあるということがございますので、自動販売機についても使用料を徴収しております。

それと、額なんですけれども、合併した時点で行政財産使用料の中に、自動販売機についての規定があったのは、旧常北町で1台500円と1,500円ということで、小さいたばこの値段程度というもの、小さいものは1と、それと飲料水みたいな大きいのをというふうに分けて徴収していた、それを合併後もそれにより徴収をしております。ただ、それがどこにあるんだと言われますと、今のところ条例の中では金額については明記されておられません。今後の中で十分に内容を精査して、人がかわっても変わらないような使用料の徴収条例をつくっていかねばならないと考えております。

それと、評価額でございますけれども、議員ご指摘のとおり、評価行政財産、役場の庁舎とか痕跡とか評価をしておりませんので、議員ご指摘のとおり、建設費ということで、ホールの湯につきましては21億8,400万円を根拠に条例の率で掛けて、使用料をいただいております。

財産台帳につきましては、旧3町村のやつがございます。18年度、それを予算に計上しまして、しっかりした財産台帳をつくっていきたいと考えております。

自販機についてはやはり1台当たりで取っているところもあるようですけれども、県とかほかのところは、今言われますように面積で取っているところが三、四町村、調べた中では出ておりますので、その取り方についてももしっかりしたものをつくっていきたいと考えております。

4条の3項ですか、土地、建物以外の行政財産の使用料、ちょっと今思い浮かばないんですけれども、どちらともいえないけれども、広告とかそういうものから考えているんですけれども、明確な答弁はちょっと今できませんので、その辺、その広告料ぐらいしかうかんでいません。

行政財産にした根拠なんですが、議員さんご指摘のように、今お聞かせしていただいたんですけれども、管財グループの中で、行政財産は、町の条例につきましては、県の準則を使っておりますので、その中での判断をしております。これについても、決め方については十分に中で検討をしていかなければならないと考えております。

以上です。

議長（小林 宏君） 15番根本正典君。

〔15番根本正典君登壇〕

15番（根本正典君） それでは3回目の質問に入りますけれども、どっちみちこれ、私からすればなあなああの答弁内容は、はっきり言って納得はできないんですけれども、これ言ってみたとこ、ないものはないんですから、わかっているやっていますから、私はたちが悪いなと思っているんですけれども。

実際、この例規集見ても、結果論準則といいますけれども、お下がりがあるわけですよ、わかりやすく言えば。お下がりほどもできていないですよ、これ。県はもう少し細かくもってできていますもの。例えば地下埋設物類であったらどうだとか、架空線とか鉄塔類だとかどうだとかという、これも面積ではなくてメートルとか1基当たりとかという取り方をしているところもありますんで、ですから、私はそれ何でもかんでも面積取らなくてはならないということをやったんではありませんよ。要は、何で決めておかないんだということですよ。決めれば済むことでしょうと。

先ほど言いましたように、飲料水もたばこも小。たばこだってこんなでっかいのがありますよ。飲料水だってこんな細長いやつあるじゃないですか。飲料水はこんなもんで、たばこはこんなだったって、そうしたら大小逆転したんですか。そんなばかな話ないでしょう。第一、そんな細かいこと言わないで、私もそんな細かくやる必要ないと思うんですよ。何も大だ小だなんて正直なこと言って、そこまで分ける必要もないと思っています。しかし、ここで出てきた以上、ちょっと言わせていただきますと、大だ小だと言ったって、では、ごく簡単に横幅だけでその大小決めてしましましょうよと。そういう約束をつくったとしても、明確に何ほ以上ということをやっておかないと、例えば私らぐらいの世代になりますと、まだまだ尺貫法の名残があるんですよ、尺貫法。うちの中で随分あれですよ

ね、日本の建物というのは尺貫法でできているわけですから。 が大体3尺ぐらいの感じになってくるでしょう、90センチですよ。そうすると、私は大体見て、このぐらい90センチ、3尺、じゃ90センチ以下小で90センチ以上を大とするかというような感覚になるんですけども、最近の例えばメーカーの売するような家とか、そういうところに慣れた方では、十進法のメートル法になれた方は、いや1メートルをはかりにした方がわかりやすいだろうと、数字だってちょっぴりじゃないかと。何で9なんか半端な数字使わなくちゃならねえの。そういうふうになってくると思うんですよ。もうそこで10センチずれができてしまうんですよ。

ですから、これ簡単でしょう。別に難しいこと何もない、決めておけばいいんですよ。何でそれを、これ賦課するときにも、条例を読みながらやったはずですから、そんなのは私が今言ったぐらいのことは、皆さんの方がプロなんですから、当然わかっていると思うんですよ。わかっているのを何でそのまま放置しておくんですか。なぜそのままにして、きちっと決めてやれば済むことを、決めないでごちゃごちゃのままにやって、後で突っ込まれるようなこと平気でやっているんですか。いつもそうではないですか。言いわけになりませんよ、これ。皆さんの方が私よりプロでしょう、法律いじるのは。そうではないですか。わからなかったでは済まないでしょう、だって条例読んでやっているんですもん。第一に、その一番の大もとと云ったら、本当に評価額なんだ。

先ほど備品台帳がどうの、財産台帳がどうのなんていう話もしていましたけれども。私、この間、ホロルの湯の件で、ちょっとホロルの備品台帳、見せてくれねえかと言って、産業振興課の方にお伺いして見せてもらったことがありますけれども、甚だひどいものですね。買ったときの当時の見積書がそのままばさっと突っ込んであるだけ。備品台帳というのはどういう内容を記載して整理をしておかなくてはならないのかというぐらいのことは、もう言われなくてもわかっていますよね。あげくの果てに入札書まで挟まっている。そんな備品台帳、財産台帳、どこにありますか。何もやっていないということでしょう。何でそう放置しておくんですか。

それと、先ほど、ちょっと話が行ったり来たりしてしまっただけなんです、町長おっしゃっていたように、19年から21年度までにしましても、毎年2億円ずつ返済をしなくてはならないと。これ起債ができないので一般財源からどうしても繰り込まざるを得ないという、持ち出さざるを得ないというお話ですけども、ということは、やはりこれが他の事業に相当多大な影響を与えるということになりますよね。ですから、先ほどから申しましたように、やはり何らかの安心感を与えるとかそういうことから言っても、ある程度のものははっきりと期限を決めて言ってあげなくてはならないんじゃないかというふうに申し上げたことは、そういうことなんです。

また戻りますけれども、行政財産の使用料については条例があるんですね。だけれども、条例に対応する要綱類というか、細目規定というのが全然なくはないのですが、傾斜地と狭

長な土地とか、そういう要するに俗に言う地形の悪い土地ですよ。それについても減歩率だけは確かに入ってはおります。しかし、そのほかの定めというのは一切ない。みんな話をそういうふうに複雑に複雑にしている。そういうのが、実際今皆さんがやっている仕事ですよ。私はこれ逆行していると思っているんですけども、やり方が。

今回、町長、18年度の今度の施政方針の中でちょっと次のように述べておられるところがあるわけですよ。ちょっと読み上げます。これ2ページ目でしたけれども、「地方は大きな時代のうねりに埋没することなく独自性を特化させ、自主自立の考え方を定着させながら、戦略的に施策を展開しなければなりません。まさに今は正念場であり、簡素で効率的な行政を実現するため、今地方自治体に求められているのは地方自治のあり方や行政運営の手法などに対して、抜本的な考え方の変革を求める意識の構造改革が必要となっております」、このように述べておられます。また、その下段で、「事務事業の厳選と職員の意識、行政改革を進め、また効率的、効果的な予算配分で最大限の効果が発揮できるよう、執行体制の確立を図るとともに、行財政改革を喫緊の課題として取り組んでまいります」、このようにも述べておられます。

「喫緊」という言葉を辞書で引きますと、これは辞書によっても表現違うでしょうけれども、「差し迫って大切なこと」と大まかにはそのように書いてありますね。これだけの意識があるのであれば、なぜ町長の意識と、これ町長言っていることは、本当にこの部分同調できるんです。まさしくこのとおりだと思います。ただ、言っていることとやっていることが、これでは逆ではないですかという感じがあるんですよ、私から見ますと。

例えば、今の言ったことで条例とか要綱類の整備をするにしても、ある職員、ことしなんかもあるみたいですけども、法務研修等に出すと、職員さんをですね。出したりなんかしているわけです。前は140時間以上やらせた、仕込むのに。これはなかば条例等の整備もできるようにと、そういう力がつけられるようにということをやったんですが、ではそういう人の使い方というものは、組織的にも機構的にも、あるいは人事的にもそういう形に全くなっておらん。これでは宝の持ちぐさですし、自分らも本来やらくてはならないことで、仕事に力を発揮するなんてことはできないではないですか。これは無理ですよ。本来、皆さんがやはりやる仕事というのは、整理ができるものは整理をして、当然人が減る。旧美野里町では人口2,500人に対して180人の職員でやっていたところですから、ここはまだ、この間町長がおっしゃった1%枠で定数管理をしていきたいということからいくと、230人程度ということになるでしょうから、それからいったって50人も、何で50人も多くて同じこともできないんだと。私から見ればそういうふうに見える。その中で、ちゃんと適材適所、やることをやって、人が減って、仕事がふえたんでは余計間に合わない、できません、こういう話が起ころのは当たり前でしょう。

ですから、私が言っているのは、細かい話でどうのこうのということではなくて、そういう仕事の整理をしなかったらもう追いついていけないでしょう、皆さん自身が。そして、

皆さんもその方が楽でしょう。例えば、いろいろな話でも基準が明確になっていれば、だれがやっても変わらない賦課ができるんです。だれがやっても短時間でできるようになるんです。なぜそういうことをしないんです。それが皆さんの仕事ではないですか。当然、一番先にやらなくてはならないのは、このことでしょう。

建設工事等の賦課とは同じではないですが、建設工事というのは丸投げ禁止されているんですから。例えば、今度の一般質問の中でも、多数の議員さんから委託料が多過ぎるのではないかとかどうだこうだとやっばり出ていますね、委託料の問題などに関しては。でも、そのもとというのをつくれるような人を育てる、育てにかかったんだけど、じゃー利用しない。では元に返ってしまいますよ。例えば、この予算書の中にもありますけれども、男女共同参画プラン策定委託とか、それから行政手続制度整理業務委託とか、こういうのというのは町の職員さん、一生懸命になってやれば、例えば全部は無理にしても大部分のところはやはり町がつくって、どうしても間に合わない部分だけほかをお願いをするということにすれば、委託料だって相当減らせるのではないですか。

それから、総務開発審議会なんかもありますよね。正直言って、私が見ていると、何から何までおんぶにだっこですね。全部丸投げで、どういうまちづくりをするとかということは自分たちが決める問題でしょう。自分たちが自分のまちづくりやるのに自分たちが決めなくて、だれが決めるんですか。それを全部そっくり、あれ委託でしょう、あれ。自分たちの町をつくるのにどうするかということをおの他人に決めてもらうんですか。そんなばかな話はないですよ。やはり自分たちの仕事というものをきちっともう一回見直しをして、整備すべきところは整備をする。簡略化からするとところは簡略化からする。そうして、絶対事業は減らしておいて、人の方に移行をしていってくださいよ。同じ人間でやれといっても無理なんですから、異動が出たら。それをわざわざ何で昔のこと、古いようなことばかりやっているんですか。私から見るとそういうふうにはしか見えない。言っていることとやっていることが丸っきり逆というのは、このことです。だから、先ほども言いましたように、自分の仕事を丸投げするようなことはやめてくださいね。丸投げはだめですよ。もっと一生懸命になって考えれば、もうちょっとどうにかなるということはたくさんあると思います。

最後になりますけれども、そういう中で仕事をしているというふうにはいいですが、私から見ると、ちょっとそういうことで格好つけちゃっている方もいるように私は見受けるんですけれども、私から見ると、桶ならたがが緩んでいるなんていうものではなくてがたがたですよ、初めから。ですから、日常のやはりいろんな言動あたりにも見られますけれども、片仮名語を多様して、さもわかったようなことを言ったり、これ先日の建設委員会の中で、先ほど町長も言いましたデマンド交通システムです。この「デマンド」という言葉の意味わかる人、スペルが書ける人、だから、こういう名前をつけたことになりましたということの説明、ちゃんとできる人と言ったら、所管課が違うからよく勉強していません

ということがあったかもしれませんが、まともに答えられたのはだれ一人いませんよ。これで、私はちゃんと仕事をしていますなんて言わないほうがいい。

それと、耳に心地よい言葉や美辞麗句のオンパレードだけではだめです。先ほどやはり町長が今度の所信表明の中でも述べているように、意識の構造改革、これはもう喫緊の課題なんです、先ほどから出た言葉を使わせてもらいますと。まず、これをきちんとやってください。とにかく耳に心地がいい言葉とか美辞麗句のオンパレードだけではだめですよ、中身がついてこなくては。中身を濃くするにはどうしたらいいかということをよく考えてください。

蛇足になりますが、これもまた辞書に書いてあったことなんですが、「美辞麗句を並べる」という表現は、「暗に内容や誠意がないことをいう」というふうにも書いてありましたんで、よく頭の隅にたたき込んでおいてください。

以上で3回目の質問を終わります。

議長（小林 宏君） ここで、午後1時まで休憩いたします。

午前11時58分休憩

午後 1時00分開議

議長（小林 宏君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

執行部の答弁から入ります。

ただいま7番玉川台俊君が早退しました。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 15番根本議員の一般質問にお答え申し上げたいと思います。

行政財産の取り扱い、使用料の件等ではありますが、議員ご指摘のように、だれが取り扱っても明確になるような、そういう基準を整備してまいりたいと考えております。

次に、公園墓地の件ではありますが、返済等については当面財政上に大きな費用負担が重なってきておるわけではありますが、いずれにいたしましても、町が土地を取得したんでありますから、返済はしていかなければならないと考えておるところであります。

議員いろいろご指摘ありましたが、そういうことも含みながら、なお一層行政執行に当たってまいりたいと思っております。

以上であります。

議長（小林 宏君） 答弁漏れはございませんか。

以上で、15番根本正典君の一般質問を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩中に議会運営委員会を開催しますので、委員会室にお集まりください。

午後 1時02分休憩

午後 1時28分開議

議長（小林 宏君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

散会の宣告

議長（小林 宏君） 本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、明日、第12日目は、5月2日午後2時に本会議場において開会し、予算特別委員長の報告から入ります。時間は1時50分までに、時間厳守でご参集くださるようお願い申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後 1時29分散会